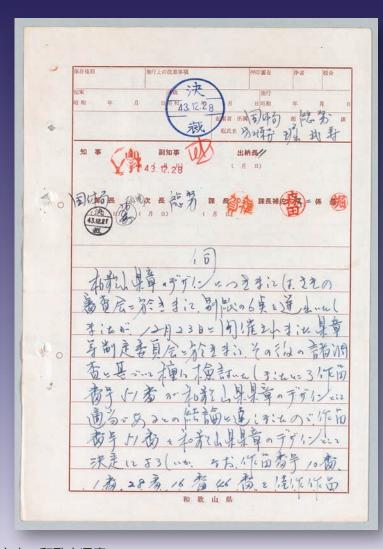
和歌山県立

もん じょ かん

文書館だるり

第68号 令和7年9月







右上:和歌山県章

右下: 大橋正雄知事(在職 昭和42、1967年~昭和50、1975年)

左 : 「和歌山県章募集一件」 (D-2023-0000-984) のうち、〔伺(和歌山県章デザイン決定について)〕 大橋知事の印鑑が上下反転しています

目次

パネル展示・ケース展示
 「公文書、歴史資料となる―『和歌山県章募集―件』・『トルコ慰霊祭関係』の紹介―」 … 1
令和6年度新収古文書の紹介
120年ぶりの再発見!! 紀州藩付家老安藤家家臣の小出家に伝わった古文書
令和6年度公文書の引継ぎ・収集

パネル展 示・ケース展示

「公文書、歴史資料となる 『和歌山県章募集一件』・『トルコ慰霊祭関係』

○公文書の収集・保存・整理・利用

ある公文書を収集し、保存・整理のう 設として、県の各機関から歴史的価値が その他の資料の収集及び保存を行う」施 当館は、「歴史資料として重要な文書 利用に供しています。

県章募集一件」と「トルコ慰霊祭関係」 二冊を紹介します。また、それぞれケ ス展示を開催します。 してきた公文書のなかから、 ネル展示では、当館がこれまでに収 「和歌山

パネル展示

ケース展示 「和歌山県章募集 件

「和歌山県章募集一件」 D-2023-0000-984

令和七年五月九日~十一月三十日 令和七年九月十二日~十一月三十日 令和七年五月九日~七月二十四日 「トルコ慰霊祭関係

なかから五二点が合格しています。 九月十八日には第二次審査が実施さ 今度は一八名の審査員による投票の

和歌山県章募集一件

四十六年(一九七一)に本県で開催され 収集しました(写真1)。 た黒潮国体に関する公文書の一部として この「和歌山県章募集一件」は、昭和

緯を「和歌山県章募集一件」から見てい 決定されました。制定にいたるまでの経 (写真2)、いろいろなプロセスを経て 今ではすっかり見慣れた県章ですが

○県章制定の経緯

催に向けて制定が必要とされ、 国体を機会に百万県民の愛郷心をたか 及び出身者から募集が行われました。 を求める」という趣旨のもと、県在住者 め、国体にたいする積極的な協力と理解 県章は、和歌山県での国民体育大会開 「和歌山

月二十九日に開催された第一次審査で 年七月三十一日に締め切られました。八 (一九六八) 六月一日から開始され、同 県章の募集は、昭和四十三年 その結果、有効応募点数八〇五点の 審査員五名による審査がおこなわ

ました。

ました。 位が付けられ から六位の順 は、得票点数 をもとに一位 点の作品 た。また、六 選出されまし 点の計六点が 結果、入選作 点と佳作五

の紹

審査を通過し 三日、第二次 て、制定委員 た六点につい 十二月二十

会による検討がおこなわれました。

あるとし、 査委員会で決定した二位のデザイン(現 こうした検討を経て、制定委員会では審 う注意を払っていたことがうかがえます。 も調査し、類似のデザインを回避するよ の作品は類似デザイン数が多く「入選候 をしています。調査の結果、得票数一位 在用いられているもの)が県章に適当で 補作から除外した方が良い」とされました。 へ調査を依頼し、意匠権・商標権の確認 制定委員会は、第二次審査後に特許庁 最終決定にあたっては、各府県・市章 知事の判断を仰ぐこととなり

四十三年十二月二十八日、当時の大橋正 雄知事により決裁がなされました(表紙 年の瀬も押し迫った昭和



きのくに志学館入口横に掲揚された県旗。岸本知事死去に (撮影日:令和7年4月17日) 伴い半旗となっている。

○県章決定後

した。 四十四年(一九六九)一月六日には、さ ら発表があり、 っそく新春記者会見の席上で大橋知事か 『県民の友』第三七○号でも掲載されま デザインが決定し さらに二月一日発行 (図1)、翌昭和

て県章は愛されていくことでしょう。 す。これからも和歌山県のシンボルとし 今年は、県章制定から五十六年を迎えま 日号外、告示第三一〇号によってです。 『和歌山県報』昭和四十四年四月二十六 正式に県章として制定されたのは、



和歌山県章 図 1 「県民の友」では、応 募総数815点とされて いますが、公文書の 805点との10点の違い については不明です。

できごと

エルトゥールル号イスタンブール港を出港

と遭

難からの救助

活動 1

は、 ル

その

後 日

西暦

1889

1890

この

「エル

トゥ

ル

号

0)

[本訪問 の日本

月日

7月15日

6月7日

9月14日

9月16日

できました。

とトルコの友好関係の原点とされています。

|際課から引き継いだ公文書

ト

ルコ

和暦

明治22年

明治23年

追悼式の性格が慰霊から友好へ変化して

慰霊祭関係」から、

時の経過とともに、

いくようすを見ていきましょう。

)過去におこなわれた追悼式

1

○エルトゥールル号の遭難



写真3 エルトゥールル号 駐日土耳其大使館編『土耳其軍艦エルトグルル号』 (国立国会図書館デジタルコレクションより)

沈没しました。この事故により 救助活動により六九名を救出することが 日使節 ル 国 故の知らせを聞いた大島島民の懸命 命が奪わ 台風による強風と高波により座礁し、 今 号 八九〇) か (現在のトルコ共和国 5 団 (写真3) れる大惨事となりましたが、 を乗せた軍 三 九月十六日 五 年 が、 前 艦 串 夜、 明 「エ 治 最初の ル 十三 トゥ

本町樫野埼沖 オスマン 五八七名 親善

横浜港着

横浜港発

樫野埼沖で座礁、沈没

事 する文書 七〇・七五 0) 悼 うち 式を Ò 表 名称が は、 が 1 覧 綴られてい ル に |慰霊祭_ 八 コ慰 まとめ 0 臨時 霊 ま 祭 たもの じた。 関係 追悼祭」

これまでに開催 (五周 で さ なお、 す。 に 年に関 れ は、 た 行 ح 追 た八八 本 武

ごとに実施されるほか、 表記が一 ることもあります 式」に統一します。 コ 軍艦遭難慰霊碑」 追悼式は、 臨時 で開 現 在

昭和四十四年 ·町長、 ○周年追悼式では、 官の参列をはじめ、 大島区長、 $\widehat{}$ 九六 外務省担当官と 駐日 九 和歌山県知事、 卜 ル

れ育まれて

います。

定しないため、ここでは のある広場で五年 発され 追

国歌の演奏、

県知事以下の追悼文が読

た関係者が出席、

日

本・

トル

コ両

国

に開催され 、コ大使 上げられました。 0) 工 町 ル トゥ

交流が図られました。 コ大使から関係者へ記念品が贈呈さ 友好関係は、 民は串本おどりを披露するなど、 ル ル 一号か 現在も和歌山 追悼式後には、 5 始まったト で大切 駐日 ル 卜 コ

10月5日 生存者帰還のため比叡、金剛が品川湾を出発 1月2日 比叡、金剛イスタンブール港着 2月 「土国軍艦遭難之碑」が建立される 明治24年 1891 3月7日 追悼式典開催 明治32年 1899 9月27日 10周年慰霊祭開催 明治42年 1909 9月24日 20年祭 大正12年 1923 10月29日 オスマン・トルコ帝国が倒れ、 トルコ共和国が成立 1924 8月6日 大正13年 国交樹立 昭和3年 8月6日 日・土貿易協会による遭難追悼祭 1928 4月5日 日・土貿易協会により追悼碑が建立される 昭和4年 1929 6月3日 昭和天皇行幸 昭和11年 1936 10月22日 新弔魂碑の定礎式が行われる ---墓地及び弔魂碑が完成し、 昭和12年 1937 6月3日 50周年追悼祭が繰上げ執行される 6月3日 行幸10周年式典開催 昭和14年 1939 11月16日 50周年追悼祭 昭和29年 1954 4月 トルコ大使、弔魂碑を参拝 (11/12から延期) 昭和34年 1959 11月22日 70周年追悼祭 昭和39年 1964 11月12日 75周年追悼祭開催 昭和41年 1966 12月2日 77周年追悼祭開催 昭和44年 1969 10月16日 80周年追悼祭開催 昭和46年 1971 5月23日 臨時追悼祭開催 昭和49年 6月3日 1974 85周年追悼祭開催、 トルコ記念館竣工式 11月21日 昭和55年 1980 90周年追悼祭開催 3月19日 イラン・イラク戦争でトルコ航空機特別機が在テヘラン邦人救出 昭和60年 1985 11月20日 95周年追悼祭開催 平成2年 1990 6月3日 100周年追悼祭 平成7年 1995 6月3日 105周年追悼祭 平成11年 串本本土と大島をつなぐ「くしもと大橋」開通 1999 9月8日 平成12年 6月3日 2000 110周年追悼式典開催 平成17年 2005 11月11日 115周年追悼式典開催 平成22年 2010 6月3日 120周年追悼式典開催 平成27年 2015 6月3日 125周年追悼式典開催 令和2年 2020 9月16日 130周年追悼式典開催 令和6年 2024 8月6日 国交樹立100周年 2025 令和7年 9月16日 135周年追悼式典開催予定

参考文献

『串本のあゆみ』串本町公民館発行、 1977年

トルコ軍艦エルトゥールル号の遭難』和歌山県立串本高等学校歴史部刊行、1990年

『串本町史』通史編、串本町史編さん委員会編、 1995年

|樫野埼灯台・官舎及びエルトゥールル号事件に関する調査研究報告書』和歌山県教育委員会、2013年 出本町ホートページ https://www.town.kushimoto.wakavama.ip/

エルトゥールル号追悼式を中心とした日・土関係年表 表1

追悼から友好へ

亡くなった方への慰霊やその後の救助等 劇として語られています。 活動に関することが中心で、 ヵ月しか経過していないこともあり、 石井忠亮による誄辞です。遭難から約 :歌山県知事の言葉から、時代による漕 写真4は、明治二十四年 (一八九一) に対する認識の変化を見ていきます。 これまでの追悼式で発表された歴代の 遭難が悲

好に繋がっているとしています。 れ、エルトゥールル号の友好を目指した 行ノ偉勲今日ノ修睦ヲ致シタル」とさ (一九二八) の野手耐による弔辞では、 「交通日ニ繁カラントス」、「只使節一 本への渡航が、両国の往来の増加や友

> に主催しました。 を目指した日土貿易協会が四〇周年を前 十三年(一九二四)に日本とトルコ共和 [の国交が樹立されたことをきっかけ トルコとの経済活動を拡大すること

玉

りました。「あなた方の尊い犠牲は日土 化を読み取ることができます。 と述べており、 日本国民とトルコ国民の友好の礎になる けているのでございます。」と、 ふれあいが両国民の心の中に強く生き続 親善の礎石となり、悲しくも忘れがたい として、より大規模に語られるようにな が主催となり、遭難は両国の友好の象徴 八五周年の際の大橋正雄による祭文で 写真5は、 第二次世界大戦後、追悼式は串本町 昭和四十九年 (一九七四) 時の経過による記述の変

それから三十八年後の

昭

和三年

具錄以當轉送之於諸君本國政府某某等敬愛之意至矣然則身雕客死 於墓前且告以其所採獲之品目大自軍器廠銃細至衣被什具之類一切 者數閱月爲可謂篤志矣今也專其間所收拾遺骸若干亦極於兹深土以 前日矣輙將復往焉政繁途遠故躬不得列祭儀特使僚屬木村雄致斯辭 被爲巨盤以鎮焉復修祭典表哀吊至情烈蒿悽愴酌羞合禮想精英之靈 風伯不慣海若無戒倏忽覆堅艦於不測之底終便遠人爲不歸鬼何其悲 欣然其來挌也余去月巡視其地到危礁亂立怒濤簌揚之際長大息倍于 某大松某有田某賀川某等請自投勞費採撈其沈沒物品於狂瀾頹沒中 朝廷吊問禮渥存邮恩沿當時窮搜海底収得遺屍亡慮二百五十有八乃 殃視聽之者痛悼哀傷洵不禁情也然而四海無異俗萬里有友邦我 慘哉噫我 貴賓特派公使オスマンバシャ君以下五百八十名共羅斯 一區崇垓之地厚行歛葬定爲墓域此可以慰冥魂也歟已而義俠增田

写真4 賀川純一編『土国軍艦遭難者追弔祭典書』を加工 (国立国会図書館デジタルコレクションより)



而猶還鄉土也尙享

明治廿四年三月七日

和歌山縣知事從四位勳三等石井忠亮

左の2次元バーコード からパネル展示を 見ることができるよ!



との国交樹立から一〇一年となりま 事故から一三五年、 令 和 七 年 は、 エ ル \vdash 日本とトル ウ 1 ル ル 뮺 コ 遭

す。

これからも両国の友好が末永く続く

ことを願ってやみません。

(砂川佳子・寺前

駿

3 1 風をとつかれたって ありますべ 催まりど使新としてはるばら近東の地 式を付するあたり 強んで 能元十万九ル子道難八十七周 万数の方の御店孝を得て 国民ランクヤーははくかんそいろうでごびいます 顔サますればあかたオはトルコ屋 ないう美いな州の凡光の中で 力中理神 主建了人人、水人、安 かたまいるでも 本日ここにトルコ大使御史妻ならびに うるとき用するところ を紙りを続けて下さい に眠れている限り四二親若の事い 東南の了本日の大夫を挙行するにあた おだんが食事事使持しいしていかいっかに安 他がで、強行追伴、意を表し、祭神とこ 型なる年あなたすのお風は巨変を投じて 同學親善の重費を無事 春日礼,明治天皇上親 承 九月十六日多处了沖 八件は固 狗雞所具 ~~ 衛村 けからず 4 2 海界人消之去后あなた十月死日本 親に男を取すつ、リ 不幸にして ざいす いては見いあい、岩建の来りより トル三軍艦モトアルル子重要十五周刊追信祭存留全 ド不慮の運動とこれ、切者・つず 越モントラルルチェ運命を共いされたら 丁なかちあかた方の第二城下は日工親苦 してしなかり、大性果木 我但具り父死の小業の甲斐り万く軍 全 员、黎平等 四和学九年十二十十四日 者情りむし りだれがたいかれある 大村工作 故柳! 要国多 行 雅良以

「トルコ慰霊祭関係」 写真5 (D-2023-0005-1263) 85周年追悼式 大橋正雄知事祭文

(1) 排 IT 1901至 練味·起

(10) 和数 310 · 202 · 501 (75.神質素産

●飯電飲 2M2 京場 1/42-5-24

OF FIJERIO

② 上海 (1479 + M 河 (1415) 1952-5-26

園部家文書

(和歌山市園部)

ます。)。

り上げて 五四号で採 紙第五二~

て寄託されてきた園部家文書約

平成六年度以来、数度にわたっ

(527)

(5, 27) ヤミルール

国林 下 かりを気が

①主南酒 102 广车体 伊斯科

② 和数 打 知 生物化

(B) 族 产 证明明日

③京阪東飲 8454

昭和27年4月~5月に撮影された写真 台紙両面に写真が貼られ、それぞれの路線・進行方向(上り下り)・車種・撮影場所・撮影年月日が書き込まれています。

(3-27)

八年度新 収 古文 書 の 紹

11 整理を進めていきます。 物作成など、皆様に利用いただくための 古文書の概要を紹介します。これらにつ ては、 令和六年度に文書館に寄贈いただいた 今後番号付け、 目録作り、 複製

は、 和田康之鉄道写真資料 る場合があります。御利用にあたって 生前、 なお、 て半世紀―』という著書を発表し、 かったり、御利用になれなかったりす 事前に当館に御連絡ください。 整理中の文書は、出納に時間が 『和歌山の汽車・電車--撮り続 和

> 写真、 二十七年(一九五二)から平成二十九年 います。 掲載等、 までの数千点に及びます。 録されている和田氏撮影の写真は、昭和 五○点ほどにまとめられていますが、 遺族から寄贈いただきました。これらは った故和田康之氏 (令和六年三月没) など、高名なアマチュア鉄道写真家であ 歌山市立博物館の展示に作品を提供する スライド、 使用についても許諾いただいて ネガ及び関連資料を御 なお、 作品の 収 0)

撮影したもので、 殆どの写真は和歌山県内を走る電車を プリント写真の多くは

> 日・時刻等の情報が記入されています。 会社、電車の車種、 スライド、ネガ等も殆どが同様にメタデ 撮影時期順に台紙に貼られ、傍らに鉄道 夕を付与されています。 撮影場所、 撮影年月

の他の分野での有用性も高いといえまし 道記録資料としての価値はもちろん、 廃線となった路線の写真も多くあり、 ゼル車・電車、 て、今では走行していないSL・ディー る県内各地の風景、 上記によりおおよその場所が特定でき 有田鉄道・野上鉄道など 駅舎などを背景とし 鉄

小出家文書

ら寄贈いただきました。 文書全四二点です。小出家の方か 紀州藩付家老安藤家家臣の小出 に伝わった古文書」で紹介した古

などにより日本近代歴史学の「史 それらが明治以降に東京帝国大学 の経歴・由緒に関する古記録と、 る収集含む。)された武家小出家 代にかけて作成・取得 とりされた書簡類が主なもので 新期に至る田辺領主安藤家家臣時 に始まり、 戦国時代の甲斐武田家家臣時代 として収集される過程でやり 江戸時代を経て明治維 (筆写によ

本紙「一二〇年ぶりの再発見!!

蔵 研

紀伊

国

ただきました 、一三〇点を所蔵者変更に伴 :い寄贈

次郎を輩出した家のものです。 を務めるなど実業界でも活躍した園部雄 める一方で山東軽便鉄道株式会社取締役 に携わった園部三太夫と、 村会議員、有功村長などを歴任して村政 から明治期にかけて蔵庄屋、百姓惣代、 園部村で最大の土地を所有し、 この園部家文書は、 海草郡会議員、県会議員等を務 明治前期に名草 その息子で、 江戸時代

げています。 で第四二・四六・四九・六三号で採り上 まとまって残ります。 どがあります。 に関する記録のほか、 継ぎ・作成・取得した村政・郡政・県政 三太夫・雄次郎が公職に就く過程で引 特に明治前期の県布達 地主経営の記録な 本紙では、これま

ますが、 県会議長を務めた園部三郎の長男とあり なお、 『和歌山県史 人物』 誤りです 『和歌山県議会歴代議員名鑑 では、 雄次郎 は

などを務めた家で、 究資料館 園部三郎家は、 江戸 その古文書は国文学 ,時代に園部村庄 屋



村園部家文 名草郡薗部

| です (本

戸籍行政関係簿冊(本紙第63号参照)

紀

二〇年ぶりの再発見 州藩付家老安藤家家臣の小出家に伝わった古文書

みていきましょう。

な古文書の原本を含む小出家文書四二点 が当館へ寄贈されました。 令和六年、江戸時代から知られる有名 小出家と古文

一小出家の来歴

書の来歴をご紹介します

た家です。 代には紀州藩付家老である安藤家の家臣 武将に仕えて合戦にも参加し、 小出家は、戦国時代には武田信玄など 和歌山や田辺で職務に携わっ 、江戸時

斐国の武田家らに仕え、合戦で手柄を立 うになりました。戦国時代、小出政綱と る信濃勤王史攷』、信濃毎日新聞社、 CAT)) · 「工藤氏 その子ども重綱(小出越前守)や政澄 み、その後、小井弖(小出)を名乗るよ から鎌倉時代前半には信濃国に移り住 氏の子孫とされます。工藤氏のうち、小 追討に加わった藤原為憲を祖とする工藤 編纂所所蔵資料目録データベース(Hi てて褒賞を受けました。 九三九)によると、小出家は、平将門 (信濃教育会『建武中興を中心とした (小出藤四郎) は信濃国の諏訪氏や、甲 家の先祖にあたる一族は平安時代後半 『小出系図竝証文』(東京大学史料 (小出) 系図」

頼水に仕えます。その後一度、 家老安藤家の祖直次に仕えるも、 武田家の滅亡後、重綱の子重貞は諏訪 紀州藩付 諏訪頼

> 出家当主は代々「五郎作」を称しまし ます。頼政は五郎作とも称し、のち、小 江戸で直次に仕えるようになったといい 家の家臣を継ぎ、頼政は父重貞の死後、 重貞の子供のうち、貞綱とその子は諏訪 水に帰参し諏訪藩士となったようです。

いたため、基本的に和歌山城下に居住し 方で、安藤家当主は紀州藩政に参与して た。以後、田辺領は安藤家が支配する一 支配し、頼宣からも深く信頼されまし 石の大名級の石高を与えられて独立的に 従いました。直次は田辺領三万八八○○ り、頼宣が紀州藩主となった際、直次も 老に命じられて頼宣を補佐することとな 川家康の重臣です。家康十男頼宣の付家 頼政(五郎作)が仕えた安藤直次は徳

藤家の家臣として活躍したのです。 て以来、明治維新を迎えるまで田辺領安 活動していました。小出家は直次に仕え 係で田辺だけでなく和歌山にも滞在し、 州藩田辺領関係の資料にみえ、職務の関 安藤家家臣としての小出家の動向は紀

明する文書)です。信濃国安曇郡小谷

給されたとする感状(戦功を褒め称え証

(一五五七) 七月十一日付けで、武田 写真1 (仮文書番号二) は弘治三年

(のち信玄)から小井弖藤四郎宛に発

合戦で小井弖藤四郎が敵兵を討ち取っ

が送られたことがわかります。このよう

実際に師政から五郎作方へ古文書の写し の感状のそれぞれの写しが伝わっており、 治三年(一五五七)三月の小井弖藤四郎 (一五四七)の小井弖越前守の感状、弘 小井弖上総の知行安堵状、天文十六年 す。小出家文書には享徳三年 (一四五四)

た功を賞しています。ほかに永禄四年

小出五郎左衛門尉の官途状(仮文書番号

り、確認をすると同時に、先祖の事績に なる関係文書について、他家に連絡を取 に、小出家では先祖の経歴やその根拠と

(一五六一) に武田家が発給したとする

三)が伝存しています。また、同時期に

■小出家文書の来歴

国時代に関する古文書が伝わった経緯を 代後半の十六世紀から大正時代にかけて ものが現存しています。このうち、戦 小出家に伝わった古文書には、戦国時

沒差整好衛上 部心を記るるでい 小をきるでしる

(武田晴信感状) 写真1

(仮文書番号2)

祖をもつ工藤家や別家の小出家と書状を

江戸時代に入り、小出家では共通の先

伝えてきたことがうかがわれます。 に仕えて活躍して感状などを賜り、代々 から、小出家の先祖が武田家などの武将 伝わっています。これらの文書群の存在

世紀前半か。仮文書番号四-六)に、 らに宛てて送られた書状(年不明。十八 写しは私方(師政)にあり、必要であれ 同じ)とあります。また、この書状には いである」(原文を現代語で意訳。以下 そのように記載されているのは写し間違 は死去後のことなので、そちらの系図に 書に「晴信」とあるが、晴信は天正元年 出甚兵衛師政という人物から小出五郎作 書の確認を行っていました。例えば、小 取り交わし、先祖の経歴や関連する古文 (一五七九) 九月九日とあり、別紙参り (一五七三) に死去している。天正七年 「小出五郎兵衛殿のところに天正七年 - 小出上総介、越前守、藤四郎の感状の

よるものだったのでしょうか。これに関 関わる古文書の写しを収集していました。 小出家による確認はどのような理由に

の支配を確認・承認する文書)の写しも 発給された別の感状や安堵状(所領など

ば残らず写して送る」とも書かれていま

古文書を収集したものと考えられます。 を確認するとともに、 う。そして、系図を作成するために小出 に関する古文書の写しが掲載されていま 出家系図覚書と、感状など各人物の事績 出系図竝証文』です。この資料には、小 係すると思われるのが冒頭でふれた 家では別の家と連絡を取り、 出するために系図が作成されたのでしょ や写本を作成したときの経緯などを記し 紀州藩による家系の調査があり、藩に提 し出した」とあることから、おそらくは (後述)。このうち系図の奥書 (著作 に「これは享保五年 (一七二〇) 御役人衆の御尋ねがあったので差 戦国時代に関する 先祖の経歴

小出家文書の再発見

写しが作成されていました。 朱印がある古文書は早くから調査され、 存在が知られており、とくに武田家の 小出家文書は遅くとも江戸時代にはそ

文書の写しが作成されています 古文書」に小出家文書が採録されまし されるとともに、写しが作成されまし 編纂にあたっては、藩内各地の村・浦に た。小出家文書からは、前掲の弘治三年 てまとめられ、このうちの一つ「藩中 一五五七)の武田晴信感状と、永禄四 在する数多くの資料があまねく調査 紀伊続風土記』が完成します。 天保十年(一八三九)、紀州藩の地誌 (一五六一) の武田家官途状の二つの 写しは所蔵者、地域ごとに分類し 同書の

時は下って明治二十一年(一八八八)、 (明治政府が設置した修史事業を

0

差し支えなければ別紙資料

事業を引き継いだ帝国大学文科大学史料 翌年一月に影写(資料に薄い紙を重ねて 国西牟婁郡田辺(現田辺市)の小出五郎 た写しも、前掲の感状と官途状でした。 終えた」とあります。この時に作成され 上から文字をなぞって模写すること)を 七月に修史局編修長重野安繹が調査し、 作所蔵の古文書について、明治二十一年 を作成しました。写しの奥書には「紀伊 行う機関)が小出家文書を調査し、 明治三十八年 (一九〇五)、修史局の

成されました。この写本の奥書には 出系図並証文について、和歌山 よって、再び小出家文書の調査が行わ 編纂掛(現在の東京大学史料編纂所)に 『小出系図竝証文』という写本が作

書が残っており、 が判明します。 はこの時のやり取りに関する文 た」とあります。小出家文書に 料を見ながら書き写すこと)し を明治三十八年六月に謄写(資 市の小出五郎作氏所蔵の古文書 具体的な経緯

累から小出五郎作宛に次のよ月十八日付で、和歌山市長加藤 史 うな知らせがありました(写 小出家文書について、 め和歌山市に来た際に一覧した 掛長の田中義成が史料収集のた 井九馬三から、去年、史料編纂 真2。仮文書番号二三-一) 「東京帝国大学文科大学長の坪 明治三十七年 (一九〇四) 編纂の参考のため借用した 『大日本

一私谁三年三月十日晴信悉状寫

通通

一弘治三年七月十日晴信感状一水禄四年二月六日武田武信途状

轴通

一天文格六年八月十一日晴信感状傷

久都志贺,城

京園养,事時下り

南 通

.1.

というもので、このとき史料編纂掛が借 を一時貸与されたい、と連絡があった」

①永禄四年二月六日武田氏官 ②弘治三年七月十一日晴信感状

系図竝証文』だと考えられます。

明

治

しをまとめて作成したのが前述の

書番号二三-二)。これらの古文書の写 由で預かり証が送られてきました(仮文

同年九月、編纂掛から和歌山市長経

③天正十二年二月十三日 諏訪頼忠領知

④弘治三年三月十日晴信感状写 葛山合戦 (水内郡

⑤天文拾六年八月十一日晴信感状写 久軍志賀状 佐佐

⑥小出氏覚書 (系図・ 事績を記す)

の六点でした。 小出家は依頼を受けて古文書を貸し出

市的一致相及传青家的时裁别纸月經之言親太了本史編奏一天大和獨奏掛大天文を發發文樓中田史我成史於到其之后此日来 明んとすといやもヨナハ日 追南清養之去現為公治百数多方役的近古艺是中羽城及法假审 131 出 101 立即作殿市長 和 カロ 歌山市役 旅 泉

和議往第208号(仮文書番号23-1) 写真2

の資料集にも掲載されています。

を集成した『戦国遺文

武田氏編』など

一諏訪史料叢書』、武田家関係の古文書

和

市

视

用を希望した資料は、 (信州 小

三十八年十月、 れました(仮文書番号二三-三)。 お礼と古文書を返却する旨の書状が送ら 次郎から小出五郎作宛に、古文書借用 編纂掛での写本作成が終わり、 東京帝国大学総長山川

い長野県の資料を集めた『信濃史料』 されています。ほかに、武田家に関係深 纂物)に小出家文書の一部の資料が掲載 り上げ、関連資料を時系列に配置した編 紀後半から江戸時代における出来事を取 纂・刊行している『大日本史料』(九世 かけて幾度かの調査と写本の作成がなさ 小出家文書は江戸時代から明治時代に のちの研究に活用されることとなり 例えば、東京大学史料編纂所が編 や

いなかったようでした。 文書原本の所在等含めた調査には至って 本などを典拠としていたようで、 ずれも東京大学史料編纂所が作成した写 ました。一方で、これらの資料集では 現代に至るまで知られ、活用されてき このように、小出家文書は江戸時代か 小出家

小出家文書原本の再発見となりました。 とは、明治時代の調査以来三二〇年ぶりの そのため、文書館にご寄贈いただいたこ

(西山史朗

ととなっています。

棄決定後に文書館が「評価・選別」を行 漁場管理委員会の公文書については、廃

い、歴史的価値があるものを引き継ぐこ

監査委員事務局・労働委員会事務局・収

部局・県議会事務局・選挙管理委員会・

た公文書は原則廃棄されますが、知事

用委員会・海区漁業調整委員会・内水面

ら引き継いだものを「収集文書」、他の

文書館では、これらのうち知事部局か

実施機関から引き継いだものを「受入文

令和六年度公文書 の 引継 * • 収 集

を管理するルールを定めています。 委員会などの「実施機関」ごとに公文書 どの実施機関でも、 和歌山県では、知事部局、議会、 事前に定められた保存期間が経過 永久保存のものを 教育

県庁主務課保管文書の一括廃棄に 伴う収集文書候補の引渡し (令和6年7月19日)

前がないものを利用に供します。 また、知事部局のうち本庁(県庁に所

> 書庫から文書館に引き継がれます(「引 継文書」)。 部は、保存期間二〇年経過後に県庁の文 作成・取得された「永久保存文書」の一 在する振興局・地方機関を除く各課)

歌山県情報公開条例に基づく開示請求又 書なので、文書館での利用の可否に拘わ 可能な引継文書には、文書館閲覧室備付 館で利用に供します。文書館での利用が は任意開示申出の対象となります。 らず、法的な定めのある例外を除き、和 し、引継文書は永久保存の「現用」公文 けの台帳に○が付されています。 経過した後、制限事由がないものを文書 引継文書は、通算の保存期間が三〇年 ただ

くは収集文書となります。)。 ます(それを文書館が評価・選別し、 し、規定に則って廃棄されることもあり より本庁へ返還されることもあります なお、引継文書は、本庁各課の事情に 多

が三〇年経過した後、規定に基づく制限

書」とし、

実施機関以降通算の保存期間

る一、八八六冊(うち七冊は議会事務 局)を収集・受入文書として引き継ぎま の評価・選別を行い、うち約七%に当た が廃棄決定した公文書全二六、九一七件 した。また、知事部局本庁から引継文書 一一五冊を引き継いでいます。 令和六年度、文書館は、上記実施機関

冊の合計三七、 入文書八五五冊・引継文書二二、 公文書は、収集文書一四、一六一冊・受 都合、令和六年度末時点での当館所蔵 九七五冊です。 九五九

で

前までです。 の受付は閉館30分

複写を希望される場合は、複写承認由 閲覧室書棚に配架している行政資料 参考資料は自由に閲覧してください。

開 館 時 間

◆火曜日~金曜日

午前10時~午後6時

◆土

一・日曜日・祝日及び振替休日

午前10時~午後5時

◆月曜日 年末年始 (祝日又は振替休日と重なると きは、 12月29日~1月3日 その後の平日

和歌山県立文書館だより

第68号

令和7年9月30日 発

行

編集・発行

和歌山県立文書館

和歌山市西高松一丁目七一三八

きのくに志学館内

〒六四一-00五一

休館

◆館内整理日

1月4日 (月曜日のときは、5日

2月~12月 第2木曜日

(祝日と重なるときは、 その翌日

特別整理期間

10 日 間

(年 1

回

印 F 電

刷

有限会社隆文社印刷所 〇七三-四三六-九五四 〇七三-四三六-九五四〇

ΑX

話

文書館 の 利 用 案内

一利用方法



さい。文書等利用 ある目録等で必要 付に提出してくだ 書に記入のうえ受 検索し、閲覧申請 な資料、文書等を ◆閲覧室受付に

さい。複写サービスは有料です。 請書に記入のうえ受付に提出してくだ

至天王寺 ●市役所 **主和歌山インター** • 県庁 和歌山城 JR紀勢本線 和歌山県立文書館 (きのくに志学館2階 ♀ 高松北バス停 ♀ 高松バス停 至和歌浦

https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/

和歌山県歴史資料アーカイブアドレス

https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/archive/index.html

■交通のごあんない

R和歌山駅·南海電鉄和歌山市駅 バスで約20分 から

◆和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分